



28吉総第317号

平成28年12月20日

吉野川市監査委員 阿部徳男様

吉野川市監査委員 岸田益雄様

吉野川市長 川真田哲哉



平成28年度定期監査結果に係る指摘事項に対して講じた措置について（通知）

平成28年11月18日付け吉監査第47号で提出のありました件について、地方自治法第199条第12項の規定により別紙のとおり通知します。

平成28年度定期監査結果に係る指摘事項に対して講じた措置について

部署名	指摘事項	措置の内容
税務課	<p>滞納繰越分の収納率を向上させるなど大きな成果を上げているものの、未収金の削減及び収納率の向上に引き続き努める必要がある。</p>	<p>市税の滞納者に対しては、督促状、催告書の送付、電話や来庁時に納付相談を行っています。平日に来庁できない方に対しては、毎月最終日曜日に「休日納付相談」を市役所本館で開設しています。</p> <p>催告書を送付しても納付されない方や分納誓約をしても納付されない方などに対しては、財産調査をした上で担税力が認められる場合は、滞納処分（差押え）を行っています。</p> <p>更に、徳島県との連携強化として、共同催告、県下一斉徴収強化月間に取り組むとともに、今年度は地方税法第48条に基づき、個人市民税の未収金を県の徴税吏員が個人県民税と併せて徴収する特例規定を活用しています。</p> <p>大口滞納や困難事案については、徳島滞納整理機構への移管も行いながら、一層の未収金削減と収納率向上に努めています。</p>
国保年金課	<p>未収金の削減及び収納率向上に、引き続き努める必要がある。</p>	<p>【国民健康保険税】</p> <p>平成27年度は、早期滞納者対策に取り組んだことにより、滞納者数の減少及び現年度分の収納率を向上させることができました。</p> <p>未収金対策としては、納め忘れを防ぐ観点から収納関連の封筒に口座振替の勧奨文を載せ、引き続き口座振替を推進していきます。また、督促状や催告書の送付、延滞金の徴収、国保喪失届の勧奨通知の送付、納税相談などにより、他保険加入後も国民健康保険に加入の滞納者の解消に努めると共に納税意識の向上を図っていくことで、早期滞納解消を目指していきます。</p> <p>なお、長期滞納者については、短期被保険者証等の発行により納税交渉の機会を確保すると共に給与照会や財産調査を適切に行い、資力がある場合においては財産の差し押さえにより厳しく対応し、市で対応困難な高額滞納者においては徳島滞納整理機構への移管を行い未収金の更なる減少に努めます。</p> <p>平成28年度からは納税義務者の利便性を向上させる観点からコンビニ納付を導入をしましたが、コンビニにおいて24時間いつでも納付できる環境を整えることにより、仕事を理由に支払いに行く時間がないと</p>

		<p>言う滞納者に対する効果も徐々に出てきている所です。</p> <p>今後も、国民健康保険税の滞納は許さない強い意志を示しながら、法令を遵守し、上記未収金対策に取り組むことにより、収納率向上に努めてまいります。</p> <p>【後期高齢者医療保険料】</p> <p>後期高齢者医療保険料については、督促状や催告書の送付に加え、過年度分の滞納者に対しては、短期被保険者証の対象とし、事前の納付相談・更新のお知らせ等も送り、相談回数の確保を図っています。</p> <p>また、電話催告にも注力し、粘り強く納付勧奨を行うことにより、効果をあげています。さらに、文書や電話催告で連絡がとれない長期の滞納者に対しては、個別訪問し、できる限り連絡を取り、納付勧奨に努めています。</p> <p>早期対策として、死亡者の未納については、死亡後の手続きの際、相続人に納付のお願いをし、早期解消に取り組んでいます。</p> <p>そのほかの滞納防止対策として、納入通知書発送時には納期内納付と口座振替の案内も記載した通知文書を同封し、封筒にも口座勧奨を掲載し、口座振替を推奨しています。</p> <p>新たに今年度からはコンビニエンスストアでの納付も可能となり、納入者の利便性が向上したと考えられます。</p> <p>これからも、高齢者に安定した医療給付を実施できるよう公平・公正な負担をめざし、未収金の削減、収納率向上に引き続き努めます。</p>
都市計画住宅課	未収金の削減に、引き続き努める必要がある。	<p>市営住宅家賃滞納事務処理要綱に基づき、督促・催告を実施します。</p> <p>また、少額滞納者には、個別に生活状況の聞き取りによる納付相談を実施し滞納解消に努めます。長期・高額滞納者には本人への招致通知・連帯保証人への履行請求を行い、弁護士へ滞納管理の委託を検討します。弁護士委託によっても改善のみられない悪質な滞納者については法的措置を視野に入れた明け渡し請求も引き続き行なっていきます。</p>
経営企画課	下水道の接続率	1. 未接続世帯の下水道への理解を深め接続促進につ

	<p>の向上に、さらに努力する必要がある。</p>	<p>なげると共に啓発活動に取り組んでまいります。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2. 地元工事説明会の際に下水道事業への趣旨を理解頂き、各種助成制度の周知徹底を図り早期接続を促します。 3. 広報よしのがわへの記事掲載やホームページの活用、吉野川市花火大会などイベント開催時の啓発活動、その他『下水道いろいろ作品展』を開催し作品展示を通じて、多くの方に下水道の必要性や、接続へのご理解をお願いし、接続率の向上および普及推進に努めてまいります。また、新たな啓発活動についても、課内で検討し取り組んでまいります。 <p>○最近の主な取り組み（過去3年）</p> <p>[平成26年度]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未接続者への接続奨励金助成【市政10周年】 (平成26年度のみ) ・第2回『下水道いろいろ作品展』を開催 ・下水道未接続世帯戸別訪問事業を実施（山川・川島地区） <p>[平成27年度]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第3回『下水道いろいろ作品展』を開催 ・下水道未接続世帯戸別訪問事業を実施（鴨島地区） ・菊人形展での啓発活動 ・『下水道の日』啓発活動とし、各庁舎にのぼり設置及びポスターの掲示 <p>[平成28年度]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第4回『下水道いろいろ作品展』を開催 ・花火大会での啓発活動 ・『下水道の日』啓発活動とし、各庁舎にのぼり設置及びポスターの掲示
社会福祉課	<p>未収金の回収に向けて、なお一層の努力をする必要がある。</p>	<p>未収金（生活保護費返納金）のある世帯について、次のとおり措置を行いました。</p> <p>[生活保護受給世帯]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・居宅訪問等により、生活状況を把握し最低生活を損なわない範囲での納付指導の実施 ・債権管理台帳の活用による当該世帯の返納計画書の見直しと分納相談の実施 ・「収入申告書」の徴取を徹底し、必要に応じた調査や照会の実施

- ・督促状・催告書の通知送付により納付（返納）意識の喚起

【生活保護廃止世帯】

- ・督促状・催告書の通知送付
- ・転出先や生存・死亡状況確認と可能な範囲内での世帯状況・収入の調査

【見解】

生活保護費の不正・不適正受給は本市だけでなく、生活保護業務を実施する大半の福祉事務所等で増加傾向若しくは横ばい状況にあります（全国の不正受給件数と金額：平成25年度発生件数・約4万3千2百件・金額は約186億9千万円、平成26年度発生件数・約4万3千件・金額は約174億8千万円）。

未収金の多くは、この不正・不適正受給の返納に係る未納分です。そのため、次にあげる理由により回収は大変困難となっています。

- ・返納金は、生活保護受給中であっても差し押さえや天引きなどの方法で強制的に徴収することは法律で禁止されていること。
- ・担当ケースワーカーは現金の取扱い資格が与えられないため、未納者には自己納付による納付指導しかできない。
- ・不正受給の対象となる未申告や過少申告の就労収入や遡及年金の受領等は、その翌年の課税調査で判明することが多く、返納金額の決定や納付書を作成した時点では、すでに金銭を消費していることが多い。
- ・死亡や転出により保護廃止になった世帯の返納金は、請求先が確定できない世帯もあり、就労収入や社会保障費の増加により自立廃止に至った廃止世帯であっても、返納金をすぐに完納あるいは精算できるといった収入に余裕のある世帯は少ない。

このほかにも回収が困難となる要因はあると考えられますが、今後も未収金の回収につきましては、効率的に成果があがる方法を模索していくとともに、不正・不適正受給の未然防止に重点を置き、各地区担当員の日ごろのケースワークにおいて、被保護者の生活状況の把握に努め、まずは不正受給となる温床を排除し、早期発見に努め不正が判明した場合は正確かつ迅速に対応することに重点をおいています。

介護保険課	<p>未収金の回収に向けて、なお一層の努力をする必要がある。</p>	<p>現在行っている介護保険料未収金対策は、以下のとおりです。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 督促状・催告書の送付 催告書通知者に介護保険料納付相談と給付制限のお知らせを配布し、介護保険制度等の周知と未収金の減少に繋げます。 ○督促状：各期毎 ○催告書：年1回 2. 外出困難世帯への集金 高齢者単身世帯、歩行困難者等には、要望により訪問している。また、金融機関口座からの振替を奨励し、対応しています。 3. 要介護認定時の保険料収納状況チェック 要介護認定時に保険料の収納状況チェックをし、新たな保険証の発行時に未納分の納付書を同封し、納付を促しています。 特に介護サービス利用のため、新規に認定申請をする者については、未納があれば給付制限について説明をし、規則に則り、滞納額の半額程度の即時納付及び未納額の分納約束を必須条件としています。 <p>介護保険給付費の財源である保険料の確保は、制度を安定して継続させるための要件ではあるものの、未収金は増加しています。未納者には、相互扶助の考えに基づくもの、また制度の内容を説明するなどして、納付の理解を得るよう注意を払っているところです。</p> <p>また、保険料納入方法の切り替わりによる納付忘れや勘違いによる未納もありますので、納入してもらえるよう対応を図ります。</p>
人権課	<p>未収金の回収に向けて、なお一層の努力をする必要がある。</p>	<p>このことについては、毎回指摘を受けており、なかなか困難な状況ではあるが、再度債務者及び貸付状況等を精査し、弁護士に相談しながら、債権回収に取り組む。</p> <p>また、現在行っている戸別訪問や集金も継続して行い、未収金の回収に取り組む。</p> <p>なお、債務者の貸付時点からの記録を個々に整理を行っており、行方不明者等の追跡調査、相続人、保証人及びその相続人等の調査を現在行っています。</p>